



+PLUS プラス ちば

キャンペーン

食べて! 泊まって! 楽しんで!

参加加盟店向け募集要項

## 1. キャンペーンの主旨

千葉市をホームタウンとして全国的な人気を誇る野球、サッカー、バスケットボールのプロチームなどがあることに加えて、音楽分野においても全国からの集客が期待できるイベントも多数開催されていることから、特に「スポーツ」と「音楽」分野のイベント参加者を対象として、コロナ禍により需要が激減した市内飲食店等の消費喚起を図るとともに、イベントへの集客回復と、イベント開催都市としての都市ブランディングを図ることを目的とします。

## 2. キャンペーン・クーポン概要

(1) キャンペーン名称：プラスちばキャンペーン

(2) 発行者：プラスちばキャンペーン事務局（以下「事務局」という）

(3) 発行総額：6億円（プレミアム額5億円）

※1件当たりクーポン額：3,000円、プレミアム額：2,500円、販売額：500円

(4) 発行件数：200,000件

(5) 種類：スマートフォンで購入・利用できる電子クーポン

(6) 購入対象者：対象イベントの参加者

(7) 対象イベント：令和4年8月から11月までの間に市内で開催されるプロスポーツの試合と音楽イベントのうち、別途指定する最大60イベント（約10主催者）。

(8) 販売期間：購入対象者が参加するイベント開催日の10日前から10日後まで

(9) 利用期間：購入対象者が参加するイベント開催日の10日前から10日後まで

(10) 利用可能店舗：市内に常設の事業所を有する、飲食店及び宿泊施設

(11) 利用方法：MPM方式（利用者が金額を入力、店頭のQRコードを読み取り決済）

(12) 加盟店への支払い：電子クーポンの利用データに基づき毎月月末締め、翌月中旬支払い

## 3. 加盟店の参加資格

以下（1）～（10）の全ての条件を満たす事業者が参加対象となります。

(1) 千葉市内に常設の事業所を有する、飲食店または宿泊施設であること。

(2) 飲食店については、日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されている飲食店のうち、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所であること。

(3) 宿泊施設については、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する許可事業者（ただし、民泊事業者、第3項に規定する簡易宿所営業及び第4項に規定する下宿営業を営む事業者は除く）であること。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風俗営業法」という。）第2条に該当する営業を行う事業者でないこと。

(5) 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（外食業の事業継続のためのガイドライン＜一般社団法人日本フードサービス協会 一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会＞、宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン＜全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人全日本ホテル連盟＞、ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン＜一般社団法人日本ホテル協会＞）に基づき、対策を講じていること。

(6) 次の各号に該当しない事業者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）がその事業活動を支配するもの
  - イ 代表者又は役員が暴力団員であるもの
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
  - エ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
  - オ その他、千葉市・事務局が不相当と認めるもの
- (7) 電子クーポンの決済時に、対象イベントの参加者であることを、利用者が提示するチケット等で確認できること（詳細は後日マニュアルに掲載）。
- (8) 代表者が明確であり、本事業募集に規定する事業の遂行能力が見込まれる事業者であること。
- (9) 個人情報保護について万全を期していること。
- (10) その他、関係する法令等の規定を遵守していること。

#### 4. 加盟店の募集期間

令和4年6月13日（月）から令和4年10月31日（月）まで

第一期申込：6月13日（月）～7月4日（月） 第二期申込：7月5日（火）～10月31日（月）

第一期申込は、キャンペーンスタート時に特設ホームページに店舗掲載します。

※但し、不備なく申請が完了している場合に限りです。郵送の場合は期限までに事務局必着です。

第二期申込は、キャンペーンスタート後に順次掲載します。

#### 5. 加盟店の申請手続き～電子クーポンの取り扱い

- (1) 必要書類は以下の4点をご準備ください。
- A. 加盟店登録申請書(様式A) ※インターネット申請の場合はフォームに直接入力する為不要
  - B. 参加誓約書(様式B) ※自筆署名の上、アップロードしていただくもの
  - C. 営業許可証
  - D. 登録振込口座が記載された通帳の写し、またはそれと分かる関連書類
- (2) 加盟店申請は、原則インターネットでの申請受付となります。
- ① 加盟店募集用特設ウェブサイトアクセスしてください。  
URL: <https://chiba-eventtourism.com/>
  - ② 募集要項・個人情報保護方針に同意の上、基本情報を入力・必要書類を添付してください。
  - ③ 参加誓約書(様式B)に署名の上添付し、申請を完了させてください。
- (3) インターネットでの申請が難しい場合は、事務局にお問い合わせください。
- ① 加盟店募集用ウェブサイトから申請書類(『加盟店登録申請書(様式A)』『参加誓約書(様式B)』)をダウンロード・印刷、不備なく記入してください。
  - ② その他必要書類(営業許可証、通帳の写し)を準備してください。
  - ③ 申請書類に不備がないことを確認し、事務局宛てにメール、FAX又は郵送してください。
- (4) 複数店舗をもつ事業者についても、1店舗毎の申込みをお願いします(一括登録はできません)。
- (5) 当該申請を事務局で審査した上で、当該申請者に加盟店取り扱いキット(加盟店ステッカー、QRコード等)を発送します。認可できない場合はメール又はFAXにてご連絡します。

- (6) 後日開催される加盟店向けオンライン説明会に参加、またはその動画資料を視聴してください。
- (7) 登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。
- ① 申込内容に虚偽・不備があった場合
  - ② 加盟店向けオンライン説明会への参加、またはその動画視聴が確認できない場合
  - ③ 事業約款、募集要項に違反する行為があった場合
  - ④ 事務局が登録を取り消す必要があると判断した場合
- (8) 加盟店情報（施設名称・所在地・電話番号等）は、本事業のクーポンが利用できる施設として、特設ウェブサイトに掲載するほか、クーポン購入者向けの告知や周知用ツールなどで使用する場合があります。

## 6. 加盟店の責務

（詳細については後日データでお送りする加盟店マニュアルを参照してください）

- (1) 電子クーポンは飲食代または役務の提供（サービス料）などの取引において利用可能です。
- (2) 現金との交換はできません。
- (3) 精算を行う際は、利用者が提示する電子クーポンと、参加イベントのチケットに記載の「イベント名」及び「開催日」が一致しているか、必ず目視で確認してください。
- (4) 利用店舗で独自に電子クーポンの利用対象外となるメニュー等を定める場合は、利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (5) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、電子クーポン使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 電子クーポンの交換または売買を行うことはできません。
- (7) 換金は月1回です。換金手数料・振込手数料は事務局が負担します。

## 7. その他留意事項

- (1) 加盟店登録料は無料です。
- (2) 事業約款、募集要項、加盟店マニュアルに違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の登録取消、損害賠償の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
- (3) 事業約款、募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。
- (4) 内容が変更される可能性がある旨を予めご了承ください。

<加盟店向け問い合わせ窓口>

プラスちばキャンペーン事務局

受付時間：9時30分～17時30分（休：土日祝、年末年始）

メール：chiba-event-tr@jtb.com

電話番号：043-202-3801

FAX番号：043-202-6008

住所：千葉市中央区富士見2-15-11 IMI 千葉富士見ビル4階（株）JTB 千葉支店内

公式HP：<https://pluschiba-campaign.com/>